

税金の滞納は許しません！

納期限を過ぎた税金は「滞納」です

納期限を過ぎて「未納」となっている税金は「滞納」です。
この「滞納」のある方を「滞納者」といいます。

「滞納者」 に対しては徹底した財産調査を行い、差押えを実施します。



差押えに使用する自動車のタイヤロック（役場本庁舎に展示）

滞納事案は順次 機構に引き継ぎます

機構は、日高町から引き受けた滞納事案について、専門職員が「差押え」や「公売」などの強制的な手段により、滞納整理を行います。

町も対策を 強化します

日高町としては、これまでも滞納処分を実施しておりますが、今後より一層滞納処分を強化してまいります。

日高町税務課

住宅用火災報知器について

7月中旬、日高町門別地区の各連合町内会に加入している住民の方を対象に、住宅用火災警報器の普及率を調査させていただきました。



普及率は36.6% でした。《全国平均は 45.9% 》

(調査世帯数3,635世帯・有効回答数2,753世帯・有効回答率75.7%)

ご協力ありがとうございました。

なお、日高町では**平成23年6月1日**からは、すべての住宅に設置が義務化されます。既存住宅には上記期日まで猶予期間がありますが、逃げ遅れによる焼死者を出さないためにも、1日も早い設置をお願いします。

秋の火災予防運動の実施について

実施期間 10月15日 から 10月31日 まで

統一標語 『消えるまで ゆっくり火の元 にらめっ子』



これからは暖房器具の使用が多くなり、火災の発生しやすい時季を迎えますので、火の取扱いには十分注意してください。

ストーブの上には、洗濯物を干さない。



ストーブが熱いときは給油しない。

給油する際は、油種を再確認する。



火災の多くは、ちょっとした気の緩みから発生しております。

住民一人一人が防火の意識と責任を持ち、火災を未然に防ぎましょう。

期間中、おやすみ前(午後8時)にサイレンを鳴らしますので、火の元の点検をお願いいたします。

日高西部消防組合消防署・日高支署・日高消防団